

職業安定連絡協議会の設置について

趣旨

弘業安定法(昭和二十二年法律第一四一号)第五十三條の規定に基き、同條の目的を達成するため、労働省に、弘業安定連絡協議会(以下協議会といふ。)を設置する。

二、協議会において協議すべき事項

1. 弘業紹介、弘業指導、弘業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整に関する事項
2. 国民の労働力を最も有効に發揮させる方法に関する事項
3. その他前二号に関連して、労働大臣が必要と認める事項

三、協議会の委員

議長

労 動 大 臣

副議長

労 動 省 弘 業 安 定 局 局 長

委員

総理府統計局製表第一課長

委員

物價庁第一部調査課長

委員

経済安定本部労働局雇用安定課長

委員

経済安定本部建設局監督課長

委員

法務省矯正総務局作業課長

委員

大蔵省国有財産局賃債業務課長

委員

管庫局財務第二課長

委員

商工省総務局労働課長

委員

石炭厅生産局労務課長

委員

農林省大臣官房総務課長

委員

運輸省鉄道統局弘員局総務課長

委員

施設局工事課長

委員

海運総局船舶局監理課長

委員

陸運監理局総務課長

委員

通信省労務局労務課長

委員

厚生省大臣官房総務課長

委員会

文部省社会教育局社会教育課長

全 周学校教育局庶務課長

建設省総務局建設業課長

全 道路局庶務課長

全 建設課長

全 河川局監理課長

全 治水課長

特別調達厅契約局工事部工事契約課長
全 特別建設局常備部常備第三課長

全 促進局工事役務促進部役務促進課長

全 事業局労務部労務課長

労働省恵業安定局庶務課長

全 失業対策課長

全 失業保護課長

全 廉用安定課長

全 労働補導課長

全 勞働市場調査課長

四、議会の運営當票領

1. 総会 三箇月に一回以上議長が招集する。

2. 部会 議長が、必要があると認めるときに、特定の事項について、関係委員会を招集する。

3. 議長が事故ある場合には、副議長が議長の職務を代行する。

4. 議長が事務職員

1. 幹事 労働省部及び関係各官庁の二級の官吏の中から、労働大臣がこれを命じ、又は委嘱する。

2. 書記 労働省部の二級又は三級の官吏の中から、労働大臣がこれを命ずる。

〔参考〕

〔公業安定法第五十三條（官庁間の連絡）〕

政府は、この法律に規定する公業紹介、公業指導、公業補導、労働力の需求供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を図り、及び国民の労働力を最も有効に發揮させることの方法を協議するため必要があると認めるとときは、連絡委員会を設置することができる。